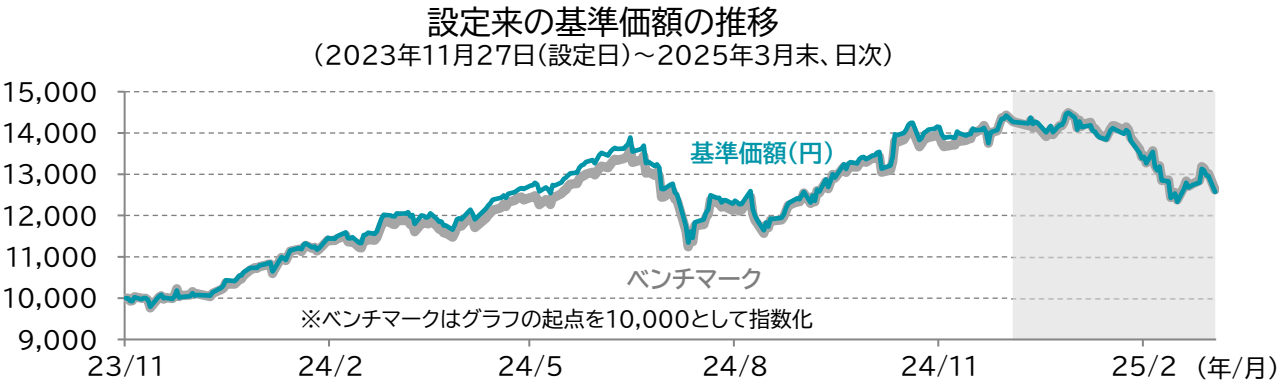




ファンドレポート  
SMT iPlus 米国株式《愛称:つみたてインデックスプラス・アメリカ》  
運用実績および実績報酬率\* について  
〈\*適用期間:2025年4月9日～2025年7月8日〉

当レポートでは「SMT iPlus 米国株式《愛称:つみたてインデックスプラス・アメリカ》」(以下、当ファンド)の運用実績と今回の実績報酬率について、ご説明します。

当ファンドの運用状況



運用実績  
(前四半期:2024年12月末～2025年3月末、設定来:2023年11月27日(設定日)～2025年3月末)

|                                       | 前四半期の騰落率(年率換算値) | 設定来の騰落率(年率換算値) | 翌四半期の<br>実績報酬の有無 |
|---------------------------------------|-----------------|----------------|------------------|
| 当ファンド                                 | -11.9%(-39.7%)  | 25.8%(18.6%)   |                  |
| ベンチマーク                                | -11.6%(-38.9%)  | 26.2%(19.0%)   |                  |
| 超過収益率                                 | -0.3%(-0.9%)    | -0.5%(-0.3%)   |                  |
| 当ファンドがベンチマークを上回っている場合=○<br>下回っている場合=× | ×               | ×              | なし               |

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 今回の実績報酬率(年率、税込み) | 0.0%                   |
| 適用期間             | 2025年4月9日から2025年7月8日まで |

※基準価額は、信託報酬控除後です。ベンチマークは、MSCI USAインデックス(配当込み、円換算ベース)です。米ドルベースのデータを当該日の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算。  
※前四半期の騰落率および騰落率(年率換算値)は、翌四半期の実績報酬率を算出するため参考までに表示しているものです。特に騰落率(年率換算値)は極めて短期間の騰落率を年率換算しているため、将来同程度の運用成果が得られることを示唆あるいは保証するものではありません。過去の騰落率(年率換算値)は次ページをご覧ください。  
※超過収益率は、当ファンドの騰落率からベンチマークの騰落率を差し引いたもの。

運用状況の振り返り(2024年12月末～2025年3月末)

米国株式市場は、経済指標の悪化から景気後退懸念が強まったことに加えて、「DeepSeek(ディープシーク)」の登場やトランプ米大統領の関税政策をはじめとした先行き不透明感を受けて、これまで堅調に推移してきたテクノロジー銘柄中心に下落しました。  
当ファンドは4つの戦略に基づき、銘柄選択を行っています。その中でも前四半期は割安な銘柄に投資する「バリュー戦略」が相対的に堅調に推移しプラスに影響しましたが、これまで堅調に推移してきたテクノロジー銘柄中心に下落する市場環境において、「モメンタム戦略」や「クオリティ戦略」がマイナスに影響しました。  
この結果、当ファンドのベンチマークに対する前四半期の超過収益率および設定来の超過収益率がマイナスとなりました。

※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## <ご参考> 過去の運用実績および実績報酬率

| 期間                     | 四半期の騰落率<br>(年率換算値) |                   |                   | 設定来*1の騰落率<br>(年率換算値) |                  |                   | 翌四半期の<br>実績報酬率*2<br>(年率、税込み) |
|------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|----------------------|------------------|-------------------|------------------------------|
|                        | 当ファンド              | ベンチマーク            | 超過収益              | 当ファンド                | ベンチマーク           | 超過収益              |                              |
| 2023年12月末～<br>2024年3月末 | 19.5%<br>(104.4%)  | 17.5%<br>(90.9%)  | +2.0%<br>(+13.5%) | 20.5%<br>(73.7%)     | 18.8%<br>(66.7%) | +1.7%<br>(+7.0%)  | 1.1%                         |
| 2024年3月末～<br>2024年6月末  | 12.3%<br>(59.0%)   | 11.1%<br>(52.6%)  | +1.1%<br>(+6.4%)  | 35.2%<br>(67.3%)     | 32.0%<br>(60.5%) | +3.2%<br>(+6.8%)  | 1.1%                         |
| 2024年6月末～<br>2024年9月末  | -9.0%<br>(-30.5%)  | -6.9%<br>(-24.2%) | -2.1%<br>(-6.4%)  | 23.1%<br>(27.9%)     | 22.9%<br>(27.7%) | +0.2%<br>(+0.2%)  | 0.0%                         |
| 2024年9月末～<br>2024年12月末 | 15.9%<br>(80.8%)   | 16.1%<br>(82.2%)  | -0.2%<br>(-1.4%)  | 42.7%<br>(38.4%)     | 42.7%<br>(38.5%) | -0.1%<br>(-0.04%) | 0.0%                         |

\*1 ファンド設定日(2023年11月27日)から各期間末。

\*2 実績報酬率は、翌四半期の開始月の月初6営業日目の翌日から翌々四半期の開始月の月初6営業日まで適用します。

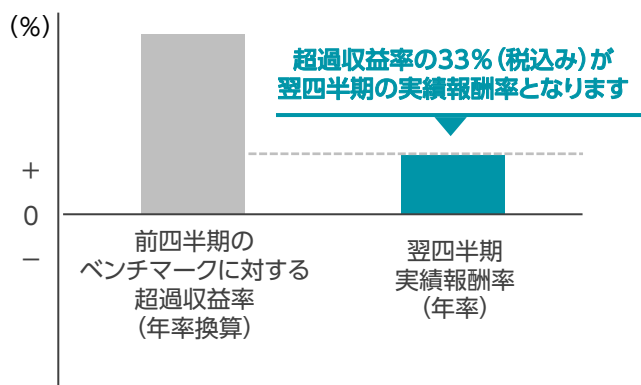
※四半期の騰落率および騰落率(年率換算値)は、翌四半期の実績報酬率を算出するため参考までに表示しているものです。特に騰落率(年率換算値)は極めて短期間の騰落率を年率換算しているため、将来同程度の運用成果が得られることを示唆あるいは保証するものではありません。

※超過収益率は、当ファンドの騰落率からベンチマークの騰落率を差し引いたもの。

※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 実績報酬のイメージ

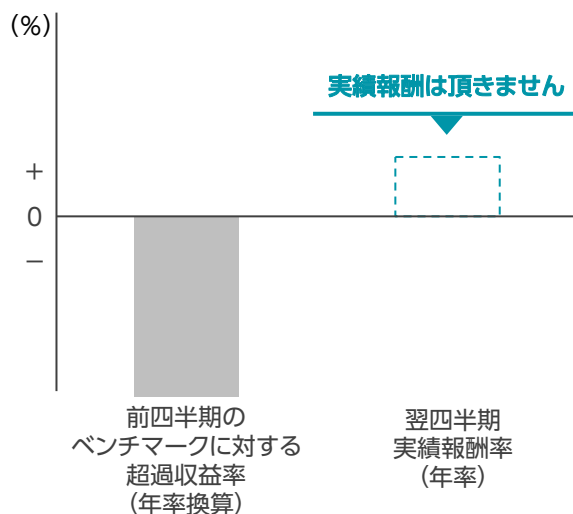
### 【前四半期のリターンがベンチマークを上回っている場合】



※実績報酬率の最大は、年率1.1% (税込み) とします。

※前四半期のベンチマークに対する超過収益率が上回る場合でも、設定来の累積超過収益率が下回る場合は、実績報酬は頂きません。

### 【前四半期のリターンがベンチマークを下回っている場合】



※実績報酬の有無にかかわらず、基本報酬はファンドの保有期間中は常にご負担頂きます。

※上記は実績報酬のイメージ図であり、実績報酬の全てのケースを表したものではありません。

ファンドの投資リスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

【その他の留意点】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ご購入の際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

| お申込みメモ                  |                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信 託 期 間                 | 無期限（2023年11月27日設定）                                                                                                                                                                                                         |
| 決 算 日                   | 毎年9月8日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                        |
| 収 益 分 配                 | 年1回、毎決算時に分配金額を決定します。<br>分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。                                                                                                  |
| 購 入 単 位                 | 販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                     |
| 購 入 価 額                 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                     |
| 換 金 単 位                 | 販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                     |
| 換 金 価 額                 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                     |
| 換 金 代 金                 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                         |
| 申 込 締 切 時 間             | 原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                         |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 不 可 日 | 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けませんものとします。（休業日については、委託会社または販売会社にお問い合わせください。）<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ニューヨークの銀行休業日                                                                                                          |
| 課 税 関 係                 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※上記は、2024年9月30日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 |

ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

▼お客様が直接的にご負担いただく費用

|         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。<br><b>0%～3.3%(税抜0%～3.0%)の範囲</b> |
| 信託財産留保額 | <b>ありません。</b>                                                    |

▼お客様が間接的にご負担いただく費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 以下の①および②を合計した額とします。<br>①基本報酬<br>純資産総額に対して <b>年率0.055%(税抜0.05%)</b> を乗じて得た額<br>②実績報酬<br>前四半期の期間(以下「計算対象期間」) <sup>*1</sup> における基準価額の騰落率(年率換算)が、同期間のベンチマークの騰落率(年率換算)よりも高い場合、その差の33.0%(税抜30.0%)に相当する率を実績報酬率 <sup>*2*</sup> とし、計算対象期間の翌四半期に適用します <sup>*4</sup> 。<br>ただし、設定日から各計算対象期間末日までの基準価額の騰落率(年率換算)が、同期間のベンチマークの騰落率(年率換算)よりも低い値である場合は頂きません。<br><sup>*1</sup> : 計算対象期間末日: 3月、6月、9月、12月の最終営業日です。<br><sup>*2</sup> : 実績報酬は、委託会社と販売会社に対し、7:3の割合で配分されます。<br><sup>*3</sup> : <b>上限を年率1.1%(税抜1.0%)</b> とします。<br><sup>*4</sup> : 実績報酬率は、翌計算対象期間の開始月の月初6営業日目の翌日から翌々計算対象期間の開始月の月初6営業日目まで適用します。 |
| その他の費用・<br>手数料   | 有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示していません。

委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社: 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図]  
ホームページアドレス <https://www.smtam.jp/>  
フリーダイヤル 0120-668001 (受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)
- 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理]
- 販売会社: 当ファンドの販売会社については最終ページ【販売会社一覧】をご覧ください。  
[募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付等]

「MSCI USAインデックス」とは、MSCI Inc.が開発した米国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数を基に、当社が独自に円換算した指数です。  
MSCI USAインデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCI USAインデックスの内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

販売会社一覧

| 商号等                                          | 登録番号     | 加入協会             |                 |                 |                    |
|----------------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
|                                              |          | 日本証券業協会          | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○               |                 |                    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)*1   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○               | ○               |                    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)*1 | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○               | ○               |                    |
| 株式会社SBI証券                                    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社スマートプラス*2                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3031号 | ○               | ○               | ○                  |
| 松井証券株式会社                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○               | ○               |                    |
| マネックス証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○               | ○               | ○                  |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○               | ○               | ○                  |
| 楽天証券株式会社                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○               | ○               | ○                  |

\*1 ネット専用のお取り扱いとなります。  
\*2 一部の金融商品仲介業者経由での対面販売のみのお取り扱いとなります。  
※上記は2025年3月末現在の情報であり、販売会社は今後変更となる場合があります。

【 ご留意事項 】

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。

◆設定・運用は



商号 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会



SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。  
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。